

岩手県告示第437号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（平成29年岩手県告示第772号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成30年5月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 北上市
- 2 実施した期間 平成29年11月13日から平成30年3月23日まで
- 3 実施した基本測量の種類 基本測量（電子国土基本図（地名情報）「住居表示住所」整備業務）